

平成19年6月27日（水曜日）開催

第4回 定時株主総会 招集ご通知



New way, New value

双日株式会社

(証券コード2768)

目 次

議決権行使に関するお願い	1
第4回定時株主総会招集ご通知	2
(招集ご通知参考書類)	4
第1号議案 剰余金の配当(第4期期末配当)の件	4
第2号議案 定款一部変更の件	5
第3号議案 取締役7名選任の件	10
第4号議案 取締役および監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件	17
第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金支給の件	19
第6号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件	20
第2号議案のご参考：定款別紙より削除する項目	21
総会会場ご案内地図	38
第4期報告書(招集ご通知添付書類)	別冊

議 決 権 行 使 に 関 す る お 願 い

- 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 尚、当日ご出席願えない場合は、つぎのいずれかの方法により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2007年6月26日（火）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

なお、各議案について賛否の表示がない議決権行使書用紙が提出された場合は、「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

【インターネットによる議決権の行使】

パーソナルコンピューターまたは携帯電話から議決権行使ウェブサイト (<http://www.evotep.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。なお、インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、行使いただきますようお願い申し上げます。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）

株主さま以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。インターネットによる議決権行使の期限も、2007年6月26日（火曜日）の午後5時30分までとなりますので、お早めに行使されますようお願いいたします。なお、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パーソナルコンピューターと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信(SSL通信)および携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。

(注) 「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

【議決権電子行使プラットフォームについてのご案内】

管理信託銀行等の名義株主様（常置代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話：0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

株主の皆さまへ

(証券コード 2768)

平成19年6月1日

東京都港区赤坂六丁目1番20号

双日株式会社

代表取締役社長 加 瀬 豊

第4回 定時株主総会 招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第4回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

記

日 時	平成19年6月27日(水曜日) 午前10時
場 所	東京都港区白金台一丁目1番50号 シェラトン都ホテル東京 地下2階「醍醐」 <small>だいご</small> (本総会の開催場所は昨年と異なります。当日ご出席の際は、末尾の「株主総会会場ご案内地図」をご参照ください。)

当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができます。
お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成19年6月26日(火曜日)の午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

郵 送	同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。
電磁的方法 (インターネット等)	当社指定の議決権行使ウェブサイト (http://www.evotage.jp/)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。 インターネットによる議決権行使に際しましては、1頁の【インターネットによる議決権の行使】をご参照くださいますようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書面と電磁的方法(インターネット等)と重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法(インターネット等)による議決権行使を有効なものとしたします。

敬 具

目的事項

報告事項	(1) 第4期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第4期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項	第1号議案 剰余金の配当（第4期期末配当）の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役7名選任の件 第4号議案 取締役および監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件 第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金支給の件 第6号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.sojitz.com/jp/ir/disk/>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当（第4期期末配当）の件

当社の株主さまにはこれまで長期間にわたって配当を見送らせていただき、多大なご迷惑をおかけしました。

当社は、かねてより、平成18年度決算における復配を目標としておりましたところ、中期経営計画「New Stage 2008」の初年度が当初の利益計画を上方修正の上、達成したことにより、継続的な配当を行う財務基盤・収益基盤が整ったと判断し、当期において期末配当を行いたく存じます。

当社の利益配分に関する基本方針は、「株主の皆さまに対して安定的かつ継続的に配当を行うとともに、内部留保の拡充と有効活用によって企業競争力と株主価値を向上させることを経営の最重要課題のひとつと位置付ける」というものであります。

当社が復配をするにあたりましては、この基本方針の通り、安定的かつ継続的に配当を行うために必要な、当社の収益力・収益基盤を確固たるものとし、ひとたび復配をする以上は、二度と無配という状況に陥ることがないような条件を確保することを、復配を行う上での大前提として考えて参りました。

また、配当水準についての基本方針は、「資本構成と株主資本の状況や、利益成長のための投資等に伴う資金需要などを勘案し、適切な水準を決定する」としておりました。

配当水準を検討するにあたり、当社の資本構成のうち、配当負担の大きい優先株式が多数存在している状態では、当期の利益を積み上げていくことに限界があるため、転換社債（CB）の転換の状況、及び優先株式の買入・消却の進捗の観点からの資本構成と、株主資本の状況は、重要な要素であると考えております。

また、当社は中期経営計画「New Stage 2008」の期間中に、3,000億円の新規の投融資を計画しており、当社の将来に向かっての成長のための種まきを行うために必要な原資を十分に確保しておくことも、企業価値を一層向上させるためには、必要な施策と考えます。これらの財務・資金的な要素、資金ニーズに対する要素を勘案し、今後も株主の皆さまに還元させて頂く配当金額について検討を行ってまいりたく存じます。

当期の普通株式の年間配当につきましては、上記の基本方針及び各要素を勘案し、安定的かつ継続的な配

当を実現するための第一歩と位置付け、普通株式一株あたりの配当金額を6円とさせて頂きたいと存じます。

この配当金額に対する普通株式に対する連結配当性向は、当期末の発行済普通株式数を基とした場合には約10.9%となり、また決算短信記載方法で当期の発行済普通株式の期中平均株数を基とした場合に約7.0%となります。

当社としては、将来的には連結配当性向20%の水準を、目標とすべく考えております。しかしながら、前述のとおり、平成18年度決算における配当としては、(i)優先株式がまだ残っており、配当負担があること、(ii)再建の完了を目指す中期経営計画「New Stage 2008」の最終年度（平成20年度）の利益目標が当期利益600億円、経常利益1,000億円であり、平成18年度の決算は計画期間がまだ2年残るものの、目標水準に、あと一歩という状態にあること、(iii)中期経営計画の次を見越した新規の投融資の計画も視野に入れ、当社の事業拡大・利益成長のために必要な資金ニーズを内部資金として手当てすることも必要であること、等を踏まえて検討いたしました結果、普通株式1株に対して6円（配当総額約64億円）としてお諮りさせていただくものです。

優先株式の年間配当につきましては、発行要領の定めに従い、配当基準日である平成19年3月31日時点の発行済優先株式のうち第一回Ⅲ種優先株式、第一回Ⅴ種優先株式に対し、以下の優先配当金額としたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき	金6円00銭
	総額6,407,488,302円
当社第一回Ⅲ種優先株式1株につき	金15円00銭
	総額22,500,000円
当社第一回Ⅴ種優先株式1株につき	金143円76銭
	総額1,563,390,000円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成19年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

以下のとおり定款を変更いたしたいと存じます。

1. 変更の理由

(1) 取締役会の招集者および議長の変更

現行定款では取締役会の招集者および議長は社長と定められておりますが、ガバナンスの機能を強化するため、取締役会の招集者および議長を取締役会長とするものです。

当社はコーポレート・ガバナンスを重要な経営の課題であると認識しており、コーポレート・ガバナンスの強化のために、株主さまをはじめとするステークホルダーに対する経営責任と説明責任の明確化、透明性の高い経営体制の確立および監視・監督機能の充実に努め、グループ全体の収益力の向上と企業価値の極大化を目指して諸施策を実施しております。

当社の取締役会は、取締役7名（うち外部から招聘した取締役2名）で構成されており、当社の最高意思決定機関として、当社グループ経営に係る基本方針と最重要案件の審議、決裁を行っております。このコーポレート・ガバナンス強化に資する施策の一つとして、取締役会長が議長を行うために必要な定款の変更をお諮りするものです。

(2) 消却済み優先株式の発行要領抹消

当社の発行する優先株式のうち、第二回Ⅰ種優先株式、第三回Ⅰ種優先株式、第四回Ⅰ種優先株式、第一回Ⅱ種優先株式、第二回Ⅴ種優先株式、の全てを3月30日付けで買入・消却しております。定款に発行要領の記載がある限り、その株式の発行要領に基づく優先株式の再発行が可能ですが、当社としては現在、優先株式を発行する計画はありませんので、今般、上記優先株式発行要領に関する記載を削除するものです。

■ 実施しました優先株式の買入の詳細は以下のとおりです。

優先株	発行額	買入総額	買入価額
第二回Ⅰ種	526億円	568億円	108%
第三回Ⅰ種	526億円	558億円	106%
第四回Ⅰ種	526億円	547億円	104%
第一回Ⅱ種	526億円	536億円	102%
第二回Ⅴ種	200億円	200億円	100%

■ 残存する優先株式の取得についての契約内容は以下のとおりです。

優先株	発行額	買入総額	買入価額
第一回Ⅳ種	1,995億円	459億円	23%
第一回Ⅴ種	1,305億円	561億円	43%

2. 変更の内容

現行定款と変更案の対比は次のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案	変 更 内 容
<p>第2章 株 式</p> <p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>14億8,852万5,000株</u>とする。当社の普通株式、<u>第二回I種優先株式、第三回I種優先株式、第四回I種優先株式、第一回II種優先株式、第一回III種優先株式、第一回IV種優先株式、第一回V種優先株式</u>および<u>第二回V種優先株式</u>の発行可能種類株式総数は、それぞれ、<u>13億4,900万株、2,630万株、2,630万株、2,630万株、150万株、1,995万株、1,087万5,000株</u>および<u>200万株</u>とする。</p>	<p>第2章 株 式</p> <p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>13億8,132万5,000株</u>とする。当社の普通株式、<u>第一回III種優先株式、第一回IV種優先株式</u>および<u>第一回V種優先株式</u>の発行可能種類株式総数は、それぞれ、<u>13億4,900万株、150万株、1,995万株</u>および<u>1,087万5,000株</u>とする。</p>	<p>消却済み優先株式の発行可能株式総数に関する記載を抹消</p>
<p>第2章の2 優先株式</p> <p>第11条の2（<u>第二回I種優先株式</u>） <u>第二回I種優先株式の内容は、添付別紙1のとおりとする。</u></p> <p>第11条の3（<u>第三回I種優先株式</u>） <u>第三回I種優先株式の内容は、添付別紙2のとおりとする。</u></p> <p>第11条の4（<u>第四回I種優先株式</u>） <u>第四回I種優先株式の内容は、添付別紙3のとおりとする。</u></p> <p>第11条の5（<u>第一回II種優先株式</u>） <u>第一回II種優先株式の内容は、添付別紙4のとおりとする。</u></p>	<p>第2章の2 優先株式 （削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>	<p>別紙発行要領の参照条項を削除</p>

現 行 定 款	変 更 案	変 更 内 容
<p>第11条の<u>6</u> (第一回Ⅲ種優先株式) 第一回Ⅲ種優先株式の内容は、添付別紙<u>5</u>のとおりとする。</p> <p>第11条の<u>7</u> (第一回Ⅳ種優先株式) 第一回Ⅳ種優先株式の内容は、添付別紙<u>6</u>のとおりとする。</p> <p>第11条の<u>8</u> (第一回Ⅴ種優先株式) 第一回Ⅴ種優先株式の内容は、添付別紙<u>7</u>のとおりとする。</p>	<p>第11条の<u>2</u> (第一回Ⅲ種優先株式) 第一回Ⅲ種優先株式の内容は、添付別紙<u>1</u>のとおりとする。</p> <p>第11条の<u>3</u> (第一回Ⅳ種優先株式) 第一回Ⅳ種優先株式の内容は、添付別紙<u>2</u>のとおりとする。</p> <p>第11条の<u>4</u> (第一回Ⅴ種優先株式) 第一回Ⅴ種優先株式の内容は、添付別紙<u>3</u>のとおりとする。</p>	<p>項番号の調整</p>
<p>第11条の<u>9</u> (第二回Ⅴ種優先株式) 第二回Ⅴ種優先株式の内容は、添付別紙<u>8</u>のとおりとする。</p>	<p>(削除)</p>	<p>別紙発行要領の参照条項を削除</p>
<p>第11条の<u>10</u> (優先順位)</p> <p>① <u>第二回Ⅰ種優先株式、第三回Ⅰ種優先株式、第四回Ⅰ種優先株式、第一回Ⅱ種優先株式、第一回Ⅲ種優先株式、第一回Ⅴ種優先株式および第二回Ⅴ種優先株式に係る優先配当金および優先中間配当金ならびに第二回Ⅰ種優先株式、第三回Ⅰ種優先株式、第四回Ⅰ種優先株式、第一回Ⅱ種優先株式、第一回Ⅲ種優先株式、第一回Ⅴ種優先株式および第二回Ⅴ種優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、それぞれ同順位とする。</u></p>	<p>第11条の<u>5</u> (優先順位)</p> <p>① <u>第一回Ⅲ種優先株式および第一回Ⅴ種優先株式に係る優先配当金および優先中間配当金ならびに第一回Ⅲ種優先株式および第一回Ⅴ種優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、それぞれ同順位とする。</u></p>	<p>優先株式の優先順位より消却済優先株式を削除</p>

現 行 定 款	変 更 案	変 更 内 容
<p>② 第一回Ⅳ種優先株式に係る配当金および中間配当金の支払順位は、<u>第二回Ⅰ種優先株式、第三回Ⅰ種優先株式、第四回Ⅰ種優先株式、第一回Ⅱ種優先株式、第一回Ⅲ種優先株式、第一回Ⅴ種優先株式および第二回Ⅴ種優先株式に劣後し、第一回Ⅳ種優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、第二回Ⅰ種優先株式、第三回Ⅰ種優先株式、第四回Ⅰ種優先株式、第一回Ⅱ種優先株式、第一回Ⅲ種優先株式、第一回Ⅴ種優先株式および第二回Ⅴ種優先株式に劣後するものとする。</u></p>	<p>② 第一回Ⅳ種優先株式に係る配当金および中間配当金の支払順位は、<u>第一回Ⅲ種優先株式および第一回Ⅴ種優先株式に劣後し、第一回Ⅳ種優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、第一回Ⅲ種優先株式および第一回Ⅴ種優先株式に劣後するものとする。</u></p>	<p>優先株式の優先順位より消却済優先株式を削除</p>
<p>第4章 取締役および取締役会 第23条（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>① 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。 （新設）</p> <p>② <u>取締役社長</u>にさしつかえがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 第23条（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>① 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役会長</u>が空位の場合は<u>取締役社長</u>が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>③ <u>前各号に定める議長</u>にさしつかえがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>取締役会の招集者および議長の変更</p>

現 行 定 款	変 更 案	変 更 内 容
添付別紙 1 (第二回 I 種優先株式) (省略)	(削除)	別紙記載の優先株式発行要領のうち、消却済分の削除及び別紙番号の調整
添付別紙 2 (第三回 I 種優先株式) (省略)	(削除)	
添付別紙 3 (第四回 I 種優先株式) (省略)	(削除)	
添付別紙 4 (第一回 II 種優先株式) (省略)	(削除)	
添付別紙 5 (第一回 III 種優先株式) (省略)	添付別紙 1 (第一回 III 種優先株式) (現行どおり)	
添付別紙 6 (第一回 IV 種優先株式) (省略)	添付別紙 2 (第一回 IV 種優先株式) (現行どおり)	
添付別紙 7 (第一回 V 種優先株式) (省略)	添付別紙 3 (第一回 V 種優先株式) (現行どおり)	
添付別紙 8 (第二回 V 種優先株式) (省略)	(削除)	


第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。


また、平成19年3月31日にて取締役を退任いたしました2氏につきましては、引き続き執行役員として業務執行体制の一層の強化に注力いたします。


取締役候補者は、次のとおりです。


候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
1	 どばし あきお 土橋 昭夫 (昭和24年1月2日)	昭和47年4月 日綿實業株式会社 入社 昭和57年6月 ニチメン株式会社に商号変更 同 東京建設第一部部長 平成11年4月 同 建設本部本部長 平成11年6月 同 執行役員 平成13年4月 同 建設カンパニー長 平成14年4月 同 常務執行役員 海外担当 兼 国内地域法人担当 兼 建設・木材カンパニー長 兼 業務担当 平成14年6月 同 常務取締役、常務執行役員 建設・木材カンパニー管掌 海外担当 兼 国内地域法人担当 兼 建設・木材カンパニー長 兼 業務担当 平成15年4月 同 代表取締役専務、専務執行役員 営業部門管掌 兼 CIO 兼 営業第二グループ担当 兼 国内地域法人担当 兼 建設・木材カンパニー長 ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社 執行役員 平成15年12月 ニチメン株式会社 代表取締役、取締役社長 兼 CEO 平成16年4月 ニチメン株式会社と日商岩井株式会社合併により双日株式会社に商号変更 代表取締役社長 平成16年6月 ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社 取締役（非常勤） 平成16年7月 双日ホールディングス株式会社（ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社から商号変更）取締役（非常勤） 平成17年6月 同 代表取締役社長 平成17年10月 双日ホールディングス株式会社と双日株式会社合併により双日株式会社に商号変更 代表取締役社長 平成19年4月 同 代表取締役会長（現）	普通株式 15,758株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の 株 式 の 数
2	 <p>か せ ゆたか 加 瀬 豊 (昭和22年2月19日)</p>	<p>昭和45年5月 日商岩井株式会社 入社 平成4年11月 日商岩井ニューージーランド会社社長 兼 オークランド店長 平成7年4月 日商岩井株式会社木材製品部長 平成9年6月 日商岩井米国会社 ポートランド店長 平成11年1月 日商岩井株式会社 生活・資源事業グループエグゼクティブ 平成13年6月 同 執行役員、日商岩井米国会社EVP 平成13年10月 同 生活資材・化学品カンパニーSVP 平成14年4月 同 化学品・資材カンパニープレジデント 平成14年9月 同 社長特命事項担当兼務 平成15年1月 同 企画ユニット分掌補佐兼務 平成15年4月 同 取締役常務執行役員 企画ユニット担当役員 平成15年10月 同 IR室長 兼務 平成16年4月 ニチメン株式会社と日商岩井株式会社合併により双日株式会社に商号変更 代表取締役 専務執行役員 秘書部、経営企画部、人事総務部、事業統括部担当 兼 海外担当 兼 CIO 平成16年8月 同 代表取締役 副社長執行役員 社長補佐 平成17年4月 同 社長補佐 (営業全般・海外担当) 平成17年10月 双日ホールディングス株式会社と双日株式会社合併により双日株式会社に商号変更 代表取締役 副社長執行役員 社長補佐 (営業全般・海外担当) 平成18年4月 同 社長補佐 (営業全般・グループ統轄部管掌) 平成19年1月 同 中東・アフリカ総支配人兼務 平成19年4月 同 代表取締役社長 (現)</p>	普通株式 19,500株


候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の 株式の数
3	 <p>はしかわ まさき 橋川 真幸 (昭和24年1月25日)</p>	<p>昭和46年4月 株式会社三和銀行 入行 平成3年10月 同 内神田支店長 平成5年1月 株式会社大京出向 平成6年11月 株式会社三和銀行 営業本部第二部長 平成9年2月 同 個人部長 平成10年4月 同 企画部長 平成10年6月 同 取締役 平成11年6月 同 執行役員 平成13年3月 同 常務執行役員 平成14年1月 株式会社三和銀行と株式会社東海銀行合併により株式会社UFJ銀行に商号変更 平成14年5月 同 専務執行役員 大阪中央支店長 平成14年7月 同 専務執行役員 平成15年4月 ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社 取締役副社長 執行役員 グループ統括担当 リスク管理担当 監査室長 平成15年6月 日商岩井株式会社 副社長執行役員 平成16年4月 ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社 監査部担当 コンプライアンス部担当 ニチメン株式会社と日商岩井株式会社合併により双日株式会社に商号変更 代表取締役会長 平成16年6月 ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社 社長補佐、監査部、コンプライアンス部担当 平成16年7月 双日ホールディングス株式会社（ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社から商号変更）取締役副社長執行役員 社長補佐、監査部、コンプライアンス部担当 平成16年10月 双日株式会社 取締役副社長執行役員 社長補佐 平成16年11月 双日ホールディングス株式会社 社長補佐、監査部、秘書部担当 平成17年4月 双日株式会社 社長補佐（コーポレート全般） 平成17年10月 双日ホールディングス株式会社と双日株式会社合併により双日株式会社に商号変更 代表取締役副社長執行役員（現） 社長補佐（コーポレート全般） 平成18年4月 同 社長補佐（グループ統轄部を除くコーポレート管掌） 平成19年4月 同 社長補佐（コーポレート管掌）（現）</p>	<p>普通株式 30,900株</p>

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の 株式の数
4	 <p data-bbox="238 822 450 901">ふじしま やすゆき 藤島 安之 (昭和22年3月25日)</p>	<p>昭和44年7月 通商産業省（現経済産業省）入省</p> <p>昭和54年4月 外務省在スペイン日本国大使館一等書記官</p> <p>昭和60年11月 内閣法制局第四部参事官</p> <p>平成6年7月 中部通商産業局長</p> <p>平成9年7月 経済企画庁日本銀行政策委員会経済企画庁代表委員</p> <p>平成10年7月 外務省パナマ共和国駐箚特命全権大使</p> <p>平成13年8月 日商岩井株式会社 国際業務部、グループ業務部担当 業務顧問</p> <p>平成14年6月 同 常務執行役員 新規事業ユニットリーダー 兼 株式会社日商岩井総合研究所担当</p> <p>平成15年4月 同 取締役 専務執行役員 新規事業開発グループ担当役員 兼 株式会社日商岩井総合研究所担当役員</p> <p>平成16年4月 ニチメン株式会社と日商岩井株式会社合併により双日株式会社に商号変更 取締役 専務執行役員 新規事業開発グループ担当 株式会社双日総合研究所 代表取締役社長</p> <p>平成17年4月 双日株式会社 CCO 兼 新規事業開発グループ担当 兼 コンプライアンス部担当</p> <p>平成17年10月 双日ホールディングス株式会社と双日株式会社合併により双日株式会社に商号変更 代表取締役専務執行役員（現） CCO 兼 新規事業開発グループ担当 兼 法務部、コンプライアンス部担当</p> <p>平成18年4月 同 CCO 兼 内部統制統括室、コンプライアンス部担当 兼 新規事業開発グループ担当</p> <p>平成19年4月 同 CCO 兼 内部統制統括室、コンプライアンス部担当（現）</p>	<p>普通株式 24,600株</p>

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の 株式の数
5	 <p>さとう ようじ 佐藤 洋二 (昭和24年7月14日)</p>	<p>昭和48年4月 日商岩井株式会社 入社 平成11年1月 日商岩井米国会社 経財・管理 経理・関連事業 セ ネラルマネージャー 平成15年1月 日商岩井株式会社 企画ユニットリーダー 平成15年4月 同 執行役員 企画ユニット担当役員補佐 平成16年4月 ニチメン株式会社と日商岩井株式会社合併により双 日株式会社に商号変更 常務執行役員 財務部、主計部担当役員補佐 平成16年10月 同 経営企画部、財務部、主計部担当役員補佐 平成17年4月 同 取締役 CFO 兼 財務部、主計部担当 平成17年10月 双日ホールディングス株式会社と双日株式会社合併 により双日株式会社に商号変更 取締役常務執行役員 CFO 兼 財務部、主計部担当 平成18年4月 同 取締役専務執行役員 (現) CFO 兼 人事総務部、財務部、主計部担当 平成19年4月 CFO 兼 人事総務部、財務部、プロジェクト金融 部、主計部、IR室担当 (現)</p>	普通株式 8,200株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の 株式の数
6	 <p>むらおか しげお 村岡 茂生 (昭和8年7月7日)</p>	<p>昭和32年4月 通商産業省（現経済産業省）入省 昭和50年4月 外務省ニューヨーク日本国総領事館領事 昭和59年6月 通商産業省貿易局長 昭和61年6月 通商産業省通商政策局長 昭和63年6月 通商産業省通商産業審議官 平成元年12月 日本生命保険相互会社 特別顧問 株式会社日本総合研究所 顧問 平成3年6月 富士通株式会社 常務取締役 平成6年6月 富士通株式会社 専務取締役 平成7年6月 株式会社富士通総研 代表取締役会長 平成12年7月 情報処理振興事業協会 理事長 平成15年7月 財団法人中東経済研究所 理事長 株式会社タイム二十四 代表取締役社長 平成15年10月 J-POWER民営化ファンド株式会社 取締役 平成16年6月 ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社 取締役（非常勤） 平成16年7月 双日ホールディングス株式会社（ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社から商号変更） 取締役（非常勤） 平成17年4月 財団法人日本エネルギー経済研究所 顧問（現） 平成17年10月 双日ホールディングス株式会社と双日株式会社合併により双日株式会社に商号変更 取締役（非常勤）（現）</p>	<p>普通株式 20,700株</p>

(注) 村岡茂生氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。同氏は現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は3年であります。
 村岡茂生氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は経済界で要職を歴任され、人格、識見ともに高く、当社業務に関し客観的立場から適切な助言を得られると判断したためです。
 同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限度額を1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結する予定です。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の 株式の数
7	 みやうち よしひこ 宮内 義彦 (昭和10年9月13日)	昭和35年8月 日綿實業株式会社 入社 昭和39年4月 オリエン特・リース株式会社 入社 昭和45年3月 同 取締役 昭和55年12月 同 代表取締役社長 平成元年4月 オリックス株式会社に商号変更 平成11年3月 富士ゼロックス株式会社 取締役 平成12年4月 オリックス株式会社 代表取締役会長 平成12年9月 株式会社あおぞら銀行 取締役(現) 平成15年3月 昭和シェル石油株式会社 取締役(現) 平成15年6月 オリックス株式会社 取締役 兼 代表執行役会長(現) ソニー株式会社 取締役(現) 平成16年5月 社団法人日本経済団体連合会 評議員会 副議長(現) 平成17年3月 株式会社大京 取締役(現) 平成17年6月 双日ホールディングス株式会社 取締役(非常勤) 平成17年10月 双日ホールディングス株式会社と双日株式会社合併 により双日株式会社に商号変更 取締役(非常勤)(現) 平成18年4月 株式会社ACCESS 取締役(現) [他の法人等の代表状況] オリックス株式会社 取締役 兼 代表執行役会長・グループCEO	普通株式 17,900株

(注) 宮内義彦氏は、オリックス株式会社の取締役兼代表執行役会長・グループCEOを兼務し、同社と当社との間には不動産賃貸借契約等の取引関係があり、また同社と当社は不動産事業、各種動産のリース事業等において競業関係にあります。宮内義彦氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たしておりませんが、当社からの独立性においては社外取締役同等であると考えております。宮内義彦氏を取締役候補者とした理由は、同氏は経済界で要職を歴任され、人格、識見ともに高く、当社業務に関し客観的立場から適切な助言を得られると判断したためです。

第4号議案 取締役および監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社では、取締役の退職慰労金について内規を定め、報酬の一部を後払い的なものとして、常勤取締役を対象に、退職慰労金制度を運営してまいりましたが、退職慰労金は給与所得に比べ税制上のメリットはあるものの、役位や在任期間によって基本額が算出されることから年功的性格があるものとも捉えられ、また、在任中の各年度における業績や成果に対する貢献度の評価が難しいという問題があり、この度、当社の経営基盤を一層強固なものとする方針の下、単年度毎の会社の業績や各取締役の成果を、各年度の取締役報酬に反映させることにより、各取締役のモチベーションを上げ、会社業績に寄与させることを目的として、本総会終結の時をもって、退職慰労金制度を廃止することといたしました。

また、監査役の退職慰労金については、報酬の一部を後払い的なものとして内規に基づき退職慰労金制度を運営してまいりましたが、取締役の退職慰労金制度に合わせ、また、退職慰労金は監査役の経営に対する牽制機能を阻害する可能性がないとはいえないとの理由から、監査役に対する退職慰労金制度を本総会時をもって廃止することといたしました。

つきましては、本総会時に在任する常勤取締役5名土橋昭夫、加瀬豊、橋川真幸、藤島安之、佐藤洋二の5氏および社外監査役以外の監査役2名和田譲治、岡崎謙二の両氏に対し、当社所定の基準に基づき、本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金の打ち切り支給額を算定の上、取締役につきましては各自の取締役退任時に、監査役につきましては各自の監査役退任時に支給いたしたいと存じます。この退職慰労金は、取締役5名につき総額18,920万円、監査役2名につき総額3,950万円となります。なお、各氏に対する具体的な支給金額、支給の時期、方法等につきましては、取締役につきましては取締役に、監査役につきましては監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

なお、当社では、急速な経営環境の変化に迅速かつ適切に対応し、経営に対する責任を明確にするため、取締役と執行役員の任期を1年としております。また、取締役会の諮問機関として外部から招聘した取締役が委員長をつとめる報酬委員会を設置することにより、取締役報酬の妥当性、透明性の確保に努めております。

打ち切り支給の対象となる取締役および監査役各氏の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
どばし あきお 土橋 昭夫	平成14年6月 ニチメン株式会社 常務取締役 常務執行役員 平成15年4月 同 代表取締役専務 専務執行役員 ニチメン日商岩井ホールディングス株式会社 執行役員 平成15年12月 ニチメン株式会社 代表取締役社長 平成16年4月 ニチメン株式会社と日商岩井株式会社合併により双日株式会社に商号変更 代表取締役社長 平成16年6月 ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社 取締役（非常勤） 平成16年7月 双日ホールディングス株式会社（ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社から商号変更）取締役（非常勤） 平成17年6月 同 代表取締役社長 平成17年10月 双日ホールディングス株式会社と双日株式会社合併により双日株式会社に商号変更 代表取締役社長 平成19年4月 同 代表取締役会長（現）
かせ ゆたか 加瀬 豊	平成15年4月 日商岩井株式会社 取締役 常務執行役員 平成16年4月 ニチメン株式会社と日商岩井株式会社合併により双日株式会社に商号変更 代表取締役 専務執行役員 平成16年8月 同 代表取締役 副社長執行役員 平成17年10月 双日ホールディングス株式会社と双日株式会社合併により双日株式会社に商号変更 代表取締役 副社長執行役員 平成19年4月 同 代表取締役社長（現）

氏 名	略 歴	
はしかわ まさき 橋 川 真 幸	平成15年 4 月 平成15年 6 月 平成16年 4 月 平成16年 7 月 平成16年10月 平成17年10月	ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社 取締役 副社長執行役員 日商岩井株式会社 副社長執行役員 ニチメン株式会社と日商岩井株式会社合併により双日株式会社に商号変更 代表取締役会長 双日ホールディングス株式会社（ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社から商号変更）取締役 副社長執行役員 双日株式会社 取締役副社長執行役員 双日ホールディングス株式会社と双日株式会社合併により双日株式会社に商号変更 代表取締役 副社長執行役員（現）
ふじしま やすゆき 藤 島 安 之	平成15年 4 月 平成16年 4 月 平成17年10月	日商岩井株式会社 取締役専務執行役員 ニチメン株式会社と日商岩井株式会社合併により双日株式会社に商号変更 取締役 専務執行役員 双日ホールディングス株式会社と双日株式会社合併により双日株式会社に商号変更 代表取締役 専務執行役員（現）
さとう ようじ 佐 藤 洋 二	平成17年 4 月 平成17年10月 平成18年 4 月	双日株式会社 取締役 常務執行役員 双日ホールディングス株式会社と双日株式会社合併により双日株式会社に商号変更 取締役 常務執行役員 同 取締役 専務執行役員（現）
わだ じょうじ 和 田 譲 治	平成15年 4 月 平成16年 4 月 平成16年 6 月 平成16年 7 月 平成17年10月	日商岩井株式会社 常勤監査役 ニチメン株式会社と日商岩井株式会社合併により双日株式会社に商号変更 常勤監査役 ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社 常勤監査役 双日ホールディングス株式会社（ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社から商号変更）常勤監査役 双日ホールディングス株式会社と双日株式会社合併により双日株式会社に商号変更 常勤監査役（現）
おかざき けんじ 岡 崎 謙 二	平成17年 4 月 平成17年 6 月 平成17年10月	双日株式会社 常勤監査役 双日ホールディングス株式会社 常勤監査役 双日ホールディングス株式会社と双日株式会社合併により双日株式会社に商号変更 常勤監査役（現）

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金支給の件

当社取締役を、平成16年6月25日に退任した半林亨氏、平成17年6月28日に退任した西村英俊氏、平成19年3月31日に退任した小林克彦氏、および石原啓資氏に対し、それぞれ、当社の役員退職慰労金に関する内規に従い、退職慰労金を総額9,280万円支給いたしたいと存じます。なお、各氏に対する具体的な支給金額、支給の時期、方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

平成19年3月期以前に退任した半林亨氏及び西村英俊氏については、退任時において当社が再建途上の状態であり、営業利益および経常利益ベースでは回復傾向にあったものの、過去の負の遺産を一掃するために当期利益が大きく落ち込んだこと、また、株主さまに対する利益還元としての配当分配を実施できていなか

ったこと、を理由に退職慰労金の支給議案のご提案を一時的に留保しておりました。両氏は、旧ニチメン、旧日商岩井が合併して双日となつてから、経営統合、及び当社の再建に向けた諸施策に取り組み、尽力してまいりましたが、その尽力が一助ともなり、合併後の当社の再建は計画を上回る成果と進捗を示しております。また当株主総会において、株主さまに対する利益還元としての配当を行うことが出来るようになったこと、及び今般、取締役退職慰労金制度を廃止し、打ち切り支給をお諮りすることに合わせて、旧報酬制度下で一時的に留保しておりました、報酬の後払い的なものとして両氏に対する退職慰労金を支給いたしたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
はんばやし とおる 半林 亨	平成15年4月 ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社 代表取締役会長 平成16年6月 退任
にしむら ひでとし 西村 英俊	平成15年4月 ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社 代表取締役社長 日商岩井株式会社 代表取締役社長 平成16年4月 ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社 代表取締役社長 平成17年6月 退任
こばやし かつひこ 小林 克彦	平成15年4月 ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社 取締役 専務執行役員 平成16年4月 双日株式会社 専務執行役員 平成16年7月 双日ホールディングス株式会社（ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社から商号変更）取締役 専務執行役員 平成16年8月 双日株式会社 取締役 専務執行役員 平成17年10月 双日ホールディングス株式会社と双日株式会社合併により双日株式会社に商号変更 取締役 専務執行役員 平成19年3月 同 取締役退任 平成19年4月 同 専務執行役員（現）
いしはら けいすけ 石原 啓資	平成17年4月 双日株式会社 取締役 常務執行役員 平成17年10月 双日ホールディングス株式会社と双日株式会社合併により双日株式会社に商号変更 取締役 常務執行役員 平成19年3月 同 取締役退任 平成19年4月 同 常務執行役員（現）

第6号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

平成17年6月28日開催の第2回定時株主総会において、現在の取締役の報酬総額枠につき、月額2,400万円、また監査役の報酬総額枠につき、月額850万円とご承認いただき、現在に至っております。

取締役および監査役の報酬水準の見直しについては、会社業績が改善され、復配が出来る環境が整った時点を目処に検討することとしておりました。当社の状況が回復し、従前の経営計画の財務目標数値を1年前倒しで達成したこと、中期経営計画「New Stage 2008」の初年度の利益計画が超過達成したこと等、順調に進捗していることに加え、別途「剰余金の配当（第4期期末配当）の件（第1号議案）」として上程の通り、当社が経営再建の主要な目標としてまいりました復配を行う段階に至り、単年度毎の会社の業績や各取締役の成果を、各年度の取締役報酬に反映することにより、取締役のモチベーションを上げ、会社業績に寄与させることを目的とし、また、取締役の報酬を年間報酬に

一本化することから、取締役の報酬総額（社外取締役を除く）を年額55,000万円以内、社外取締役の報酬総額を年額5,000万円以内と改めさせていただきたいと存じます。また、監査役報酬体系の見直しにより今後は年間報酬に一本化することから、監査役の報酬総額を年額15,000万円以内と改めさせていただきたいと存じます。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

第3号議案が承認可決されますと取締役の員数は7名（うち1名は社外取締役）となります。

当社の監査役会は、社外監査役3名を含む5名（うち、常勤3名）で構成されており、監査役は取締役会から独立した立場で取締役の職務執行の監査を行っております。

以上

(第2号議案のご参考：定款別紙より削除する項目) (別紙1)

第二回 I 種優先株式要項

1. 優先配当金

(1) 第二回 I 種優先配当金

当会社は、定款第36条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、第二回 I 種優先株式を有する株主（以下「第二回 I 種優先株主」という。）または第二回 I 種優先株式の登録株式質権者（以下「第二回 I 種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第二回 I 種優先株式1株につき下記(2)に定める額の剰余金（以下「第二回 I 種優先配当金」という。）を金銭により配当する。ただし、当該事業年度において下記(3)に定める第二回 I 種優先中間配当金を支払ったときは、当該第二回 I 種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第二回 I 種優先配当金の額

第二回 I 種優先配当金の額は、2,000円に、それぞれの事業年度毎に下記の配当率（以下「第二回 I 種優先配当率」という。）を乗じて算出した額とする。第二回 I 種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が200円を超える場合は、第二回 I 種優先配当金の額は200円とする。

第二回 I 種優先配当率は、平成15年4月1日以降、次回配当率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

第二回 I 種優先配当率＝日本円TIBOR（1年物）＋1.0%

第二回 I 種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当率修正日」は、平成16年4月1日および、以降毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当率修正日とする。

「日本円TIBOR（1年物）」とは、平成15年4月1日または各配当率修正日およびその直後の10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の2時点において、午前11時における日本円1年物トーキー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される

数値の平均値を指すものとする。

日本円TIBOR（1年物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

(3) 第二回 I 種優先中間配当金

当会社は、定款第36条第2項に定める中間配当を行うときは、第二回 I 種優先株主または第二回 I 種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、上記(2)に定める額の2分の1の剰余金（以下「第二回 I 種優先中間配当金」という。）を金銭により配当する。

(4) 非累積条項

ある事業年度において第二回 I 種優先株主または第二回 I 種優先登録株式質権者に対して配当する1株あたり剰余金の額が上記(2)に定める第二回 I 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

第二回 I 種優先株主または第二回 I 種優先登録株式質権者に対しては、第二回 I 種優先配当金を超えて配当は行わない。

2. 残余財産の分配

当会社の残余財産の分配をするときは、第二回 I 種優先株主または第二回 I 種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第二回 I 種優先株式1株につき金2,000円を支払う。

第二回 I 種優先株主または第二回 I 種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

第二回 I 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、第二回 I 種優先株主は、平成19年4月1日以降、当会社の前事業年度末のその他利益剰

余金から、前事業年度に係る定時株主総会において決議する予定の優先株式の取得価額の総額を控除した額が600億円を超える場合に、第二回I種優先株主に対して第二回I種優先配当金全額を支払う旨の議案が当該総会に提出されない場合は当該総会より、またはその議案が当該総会において否決された場合は当該総会の終結の時より、第二回I種優先株主に対して第二回I種優先配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

4. 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等の付与

当会社は、法令に定める場合を除き、第二回I種優先株式について株式の併合もしくは分割、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

当会社は、第二回I種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

5. 普通株式の交付と引換えに第二回I種優先株式を取得することを請求する権利

(1) 取得を請求し得べき期間（以下「転換請求期間」という。）

平成20年5月14日から平成30年5月13日までとする。

(2) 転換価額等の条件

第二回I種優先株主は、1株につき下記(イ)乃至(ウ)に定める転換価額により、当会社に対して、当会社の普通株式の交付と引換えに第二回I種優先株式を取得することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。

(イ) 当初転換価額
262円

(ウ) 転換価額の修正

転換価額は、平成20年5月14日から平成29年5月14日まで、毎年5月14日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ45取引日（以下本要項において「取引日」というときは終値のない日を除く。）目に始まる30取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に修正される（修正後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する

値に調整される。)。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の80%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。))を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の100%に相当する金額（以下「上限転換価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。))を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(ハ) 転換価額の調整

① 転換価額は、平成15年6月1日以降、下記②に掲げる各事由により、次の算式（以下「転換価額調整式」という。))に従って調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}} \right)}{1 \text{株あたりの時価}}$$

② 転換価額調整式により第二回I種優先株式の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記⑤(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行または当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合（ただし、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得または行使による場合を除く。))。

調整後の転換価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ii) 株式の分割（無償割当てを含む。))をする場合。

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 下記⑤(ii)に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の転換価額は、発行される証券また

は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込み（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- ③ 当会社は、上記②に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。
- (i) 株式の併合、資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - (ii) その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - (iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ④ 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。
- ⑤ (i) 転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (ii) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
 - (iii) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式

数を控除した数とする。

- (二) 取得と引換えに交付すべき普通株式数
第二回I種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第二回I種優先株主が転換請求のために提出した第二回I種優先株式数} \times 2,000\text{円}}{\text{転換価額}}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (ホ) 転換請求受付場所
東京都江東区東砂七丁目10番11号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
- (ハ) 転換の効力発生
転換請求書および第二回I種優先株式の株券が上記(ホ)に記載する転換請求受付場所に到着した時に、当会社は当該第二回I種優先株式を取得し、当該転換請求をした株主は、当会社がその取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式の株主となる。ただし、第二回I種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

6. 普通株式への強制転換

当会社は、転換請求期間中に転換請求のなかった第二回I種優先株式を、転換請求期間の末日の翌日（以下「強制転換基準日」という。）以降の取締役会で定める日をもって取得し、これと引換えに、2,000円を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（以下「強制転換価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

この場合、強制転換価額が当初転換価額の80%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限強制転換価額」という。）を下回るときは、2,000円を当該下限強制転換価額で除して得られる数の普通株式を交付する。

ただし、上記5.(2)に定める転換価額が強制転換基準日まで以上に上記5.(2)(イ)により調整された場合には、下限強制転換価額についても同様の調整を行うものとする。

前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

(別紙2)

第三回 I 種優先株式要項

1. 優先配当金

(1) 第三回 I 種優先配当金

当社は、定款第36条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、第三回 I 種優先株式を有する株主（以下「第三回 I 種優先株主」という。）または第三回 I 種優先株式の登録株式質権者（以下「第三回 I 種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第三回 I 種優先株式1株につき下記(2)に定める額の剰余金（以下「第三回 I 種優先配当金」という。）を金銭により配当する。ただし、当該事業年度において下記(3)に定める第三回 I 種優先中間配当金を支払ったときは、当該第三回 I 種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第三回 I 種優先配当金の額

第三回 I 種優先配当金の額は、2,000円に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率（以下「第三回 I 種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。第三回 I 種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が200円を超える場合は、第三回 I 種優先配当金の額は200円とする。

第三回 I 種優先配当年率は、平成15年4月1日以降、次回配当年率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

第三回 I 種優先配当年率 = 日本円TIBOR（1年物） + 1.25%

第三回 I 種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成16年4月1日および、以降毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。

「日本円TIBOR（1年物）」とは、平成15年4月1日または各配当年率修正日およびその直後の10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の2時点において、午前11時における日本円1年物トーキー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される

数値の平均値を指すものとする。

日本円TIBOR（1年物）が公表されていなければ、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

(3) 第三回 I 種優先中間配当金

当社は、定款第36条第2項に定める中間配当を行うときは、第三回 I 種優先株主または第三回 I 種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、上記(2)に定める額の2分の1の剰余金（以下「第三回 I 種優先中間配当金」という。）を金銭により配当する。

(4) 非累積条項

ある事業年度において第三回 I 種優先株主または第三回 I 種優先登録株式質権者に対して配当する1株あたり剰余金の額が上記(2)に定める第三回 I 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

第三回 I 種優先株主または第三回 I 種優先登録株式質権者に対しては、第三回 I 種優先配当金を超えて配当は行わない。

2. 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、第三回 I 種優先株主または第三回 I 種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第三回 I 種優先株式1株につき金2,000円を支払う。

第三回 I 種優先株主または第三回 I 種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

第三回 I 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、第三回 I 種優先株主は、平成19年4月1日以降、当社の前事業年度末のその他利益剰

余金から、前事業年度に係る定時株主総会において決議する予定の優先株式の取得価額の総額を控除した額が600億円を超える場合に、第三回I種優先株主に対して第三回I種優先配当金全額を支払う旨の議案が当該総会に提出されない場合は当該総会より、またはその議案が当該総会において否決された場合は当該総会の終結の時より、第三回I種優先株主に対して第三回I種優先配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

4. 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等の付与

当会社は、法令に定める場合を除き、第三回I種優先株式について株式の併合もしくは分割、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

当会社は、第三回I種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

5. 普通株式の交付と引換えに第三回I種優先株式を取得することを請求する権利

(1) 取得を請求し得べき期間（以下「転換請求期間」という。）

平成22年5月14日から平成32年5月13日までとする。

(2) 転換価額等の条件

第三回I種優先株主は、1株につき下記(イ)乃至(ウ)に定める転換価額により、当会社に対して、当会社の普通株式の交付と引換えに第三回I種優先株式を取得することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。

(イ) 当初転換価額
262円

(ウ) 転換価額の修正

転換価額は、平成22年5月14日から平成31年5月14日まで、毎年5月14日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ45取引日（以下本要項において「取引日」というときは終値のない日を除く。）目に始まる30取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に修正される（修正後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する

値に調整される。)。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の80%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。))を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の100%に相当する金額（以下「上限転換価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。))を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(ハ) 転換価額の調整

① 転換価額は、平成15年6月1日以降、下記②に掲げる各事由により、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）に従って調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

② 転換価額調整式により第三回I種優先株式の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記⑤(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行または当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合（ただし、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得または行使による場合を除く。))。

調整後の転換価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ii) 株式の分割（無償割当てを含む。))をする場合。

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 下記⑤(ii)に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の転換価額は、発行される証券また

は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込み（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- ③ 当会社は、上記②に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。
- (i) 株式の併合、資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - (ii) その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - (iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ④ 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。
- ⑤ (i) 転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (ii) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
 - (iii) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式

数を控除した数とする。

- (二) 取得と引換えに交付すべき普通株式数
第三回I種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第三回I種優先株主が転換請求のために提出した第三回I種優先株式数} \times 2,000\text{円}}{\text{転換価額}}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (ホ) 転換請求受付場所
東京都江東区東砂七丁目10番11号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
- (ハ) 転換の効力発生
転換請求書および第三回I種優先株式の株券が上記(ホ)に記載する転換請求受付場所に到着した時に、当会社は当該第三回I種優先株式を取得し、当該転換請求をした株主は、当会社がその取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式の株主となる。ただし、第三回I種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

6. 普通株式への強制転換

当会社は、転換請求期間中に転換請求のなかった第三回I種優先株式を、転換請求期間の末日の翌日（以下「強制転換基準日」という。）以降の取締役会で定める日をもって取得し、これと引換えに、2,000円を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（以下「強制転換価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

この場合、強制転換価額が当初転換価額の80%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限強制転換価額」という。）を下回るときは、2,000円を当該下限強制転換価額で除して得られる数の普通株式を交付する。

ただし、上記5.(2)に定める転換価額が強制転換基準日まで以上に上記5.(2)(イ)により調整された場合には、下限強制転換価額についても同様の調整を行うものとする。

前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

(別紙3)

第四回 I 種優先株式要項

1. 優先配当金

(1) 第四回 I 種優先配当金

当社は、定款第36条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、第四回 I 種優先株式を有する株主（以下「第四回 I 種優先株主」という。）または第四回 I 種優先株式の登録株式質権者（以下「第四回 I 種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第四回 I 種優先株式1株につき下記(2)に定める額の剰余金（以下「第四回 I 種優先配当金」という。）を金銭により配当する。ただし、当該事業年度において下記(3)に定める第四回 I 種優先中間配当金を支払ったときは、当該第四回 I 種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第四回 I 種優先配当金の額

第四回 I 種優先配当金の額は、2,000円に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率（以下「第四回 I 種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。第四回 I 種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が200円を超える場合は、第四回 I 種優先配当金の額は200円とする。

第四回 I 種優先配当年率は、平成15年4月1日以降、次回配当年率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

第四回 I 種優先配当年率＝日本円TIBOR（1年物）＋1.5%

第四回 I 種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成16年4月1日および、以降毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。

「日本円TIBOR（1年物）」とは、平成15年4月1日または各配当年率修正日およびその直後の10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の2時点において、午前11時における日本円1年物トーキー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される

数値の平均値を指すものとする。

日本円TIBOR（1年物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

(3) 第四回 I 種優先中間配当金

当社は、定款第36条第2項に定める中間配当を行うときは、第四回 I 種優先株主または第四回 I 種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、上記(2)に定める額の2分の1の剰余金（以下「第四回 I 種優先中間配当金」という。）を金銭により配当する。

(4) 非累積条項

ある事業年度において第四回 I 種優先株主または第四回 I 種優先登録株式質権者に対して配当する1株あたり剰余金の額が上記(2)に定める第四回 I 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

第四回 I 種優先株主または第四回 I 種優先登録株式質権者に対しては、第四回 I 種優先配当金を超えて配当は行わない。

2. 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、第四回 I 種優先株主または第四回 I 種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第四回 I 種優先株式1株につき金2,000円を支払う。

第四回 I 種優先株主または第四回 I 種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

第四回 I 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、第四回 I 種優先株主は、平成19年4月1日以降、当社の前事業年度末のその他利益剰

余金から、前事業年度に係る定時株主総会において決議する予定の優先株式の取得価額の総額を控除した額が600億円を超える場合に、第四回I種優先株主に対して第四回I種優先配当金全額を支払う旨の議案が当該総会に提出されない場合は当該総会より、またはその議案が当該総会において否決された場合は当該総会の終結の時より、第四回I種優先株主に対して第四回I種優先配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

4. 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等の付与

当会社は、法令に定める場合を除き、第四回I種優先株式について株式の併合もしくは分割、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

当会社は、第四回I種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

5. 普通株式の交付と引換えに第四回I種優先株式を取得することを請求する権利

(1) 取得を請求し得べき期間（以下「転換請求期間」という。）

平成24年5月14日から平成34年5月13日までとする。

(2) 転換価額等の条件

第四回I種優先株主は、1株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当会社に対して、当会社の普通株式の交付と引換えに第四回I種優先株式を取得することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。

(イ) 当初転換価額
262円

(ロ) 転換価額の修正

転換価額は、平成24年5月14日から平成33年5月14日まで、毎年5月14日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ45取引日（以下本要項において「取引日」というときは終値のない日を除く。）目に始まる30取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に修正される（修正後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する

値に調整される。)。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の80%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。))を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の100%に相当する金額（以下「上限転換価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。))を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(ハ) 転換価額の調整

① 転換価額は、平成15年6月1日以降、下記②に掲げる各事由により、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）に従って調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

② 転換価額調整式により第四回I種優先株式の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記⑤(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行または当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合（ただし、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得または行使による場合を除く。）。調整後の転換価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ii) 株式の分割（無償割当てを含む。）をする場合。調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 下記⑤(ii)に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。調整後の転換価額は、発行される証券また

は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込み（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- ③ 当会社は、上記②に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。
- (i) 株式の併合、資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - (ii) その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - (iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ④ 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。
- ⑤ (i) 転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (ii) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
 - (iii) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式

数を控除した数とする。

- (二) 取得と引換えに交付すべき普通株式数
 第四回I種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第四回I種優先株主が転換請求のために提出した第四回I種優先株式数} \times 2,000\text{円}}{\text{転換価額}}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (ホ) 転換請求受付場所
 東京都江東区東砂七丁目10番11号
 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
- (ハ) 転換の効力発生
 転換請求書および第四回I種優先株式の株券が上記(ホ)に記載する転換請求受付場所に到着した時に、当会社は当該第四回I種優先株式を取得し、当該転換請求をした株主は、当会社がその取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式の株主となる。ただし、第四回I種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

6. 普通株式への強制転換

当会社は、転換請求期間中に転換請求のなかった第四回I種優先株式を、転換請求期間の末日の翌日（以下「強制転換基準日」という。）以降の取締役会で定める日をもって取得し、これと引換えに、2,000円を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（以下「強制転換価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

この場合、強制転換価額が当初転換価額の80%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限強制転換価額」という。）を下回るときは、2,000円を当該下限強制転換価額で除して得られる数の普通株式を交付する。

ただし、上記5.(2)に定める転換価額が強制転換基準日までに上記5.(2)(ハ)により調整された場合には、下限強制転換価額についても同様の調整を行うものとする。

前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

(別紙4)

第一回Ⅱ種優先株式要項

1. 優先配当金

(1) 第一回Ⅱ種優先配当金

当会社は、定款第36条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、第一回Ⅱ種優先株式を有する株主（以下「第一回Ⅱ種優先株主」という。）または第一回Ⅱ種優先株式の登録株式質権者（以下「第一回Ⅱ種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第一回Ⅱ種優先株式1株につき下記(2)に定める額の剰余金（以下「第一回Ⅱ種優先配当金」という。）を金銭により配当する。ただし、当該事業年度において下記(3)に定める第一回Ⅱ種優先中間配当金を支払ったときは、当該第一回Ⅱ種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第一回Ⅱ種優先配当金の額

第一回Ⅱ種優先配当金の額は、2,000円に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率（以下「第一回Ⅱ種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。第一回Ⅱ種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が200円を超える場合は、第一回Ⅱ種優先配当金の額は200円とする。

第一回Ⅱ種優先配当年率は、平成15年4月1日以降、次回配当年率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

第一回Ⅱ種優先配当年率＝日本円TIBOR（1年物）＋1.75%

第一回Ⅱ種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成16年4月1日および、以降毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。

「日本円TIBOR（1年物）」とは、平成15年4月1日または各配当年率修正日およびその直後の10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の2時点において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される

数値の平均値を指すものとする。

日本円TIBOR（1年物）が公表されていなければ、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

(3) 第一回Ⅱ種優先中間配当金

当会社は、定款第36条第2項に定める中間配当を行うときは、第一回Ⅱ種優先株主または第一回Ⅱ種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、上記(2)に定める額の2分の1の剰余金（以下「第一回Ⅱ種優先中間配当金」という。）を金銭により配当する。

(4) 非累積条項

ある事業年度において第一回Ⅱ種優先株主または第一回Ⅱ種優先登録株式質権者に対して配当する1株あたり剰余金の額が上記(2)に定める第一回Ⅱ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

第一回Ⅱ種優先株主または第一回Ⅱ種優先登録株式質権者に対しては、第一回Ⅱ種優先配当金を超えて配当は行わない。

2. 残余財産の分配

当会社の残余財産の分配をするときは、第一回Ⅱ種優先株主または第一回Ⅱ種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一回Ⅱ種優先株式1株につき金2,000円を支払う。

第一回Ⅱ種優先株主または第一回Ⅱ種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

3. 第一回Ⅱ種優先株主による取得請求権

(1) 第一回Ⅱ種優先株主は、平成27年5月14日以降、当会社の前事業年度末のその他利益剰余金が600億円を超える場合、毎年7月1日から7月31日までの

期間（以下「取得請求可能期間」という。）において、当該その他利益剰余金に2分の1を乗じた額から、当該取得請求がなされた事業年度の前事業年度に係る定時株主総会において決議した、または決議する予定の優先株式の取得価額の総額を控除した額を限度として、その保有する第一回Ⅱ種優先株式の全部または一部の取得請求をすることができ、当会社は、取得請求可能期間満了の日から1ヵ月以内に、取得手続を行うものとする。

- (2) 前記限度額を超えて第一回Ⅱ種優先株主からの取得請求があった場合、取得の順位は、取得請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。
- (3) 取得価額は、第一回Ⅱ種優先株式1株につき金2,000円とする。

4. 議決権

第一回Ⅱ種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、第一回Ⅱ種優先株主は、平成19年4月1日以降、当会社の前事業年度末のその他利益剰余金から、前事業年度に係る定時株主総会において決議する予定の優先株式の取得価額の総額を控除した額が600億円を超える場合に、第一回Ⅱ種優先株主に対して第一回Ⅱ種優先配当金全額を支払う旨の議案が当該総会に提出されない場合は当該総会より、またはその議案が当該総会において否決された場合は当該総会の終結の時より、第一回Ⅱ種優先株主に対して第一回Ⅱ種優先配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

5. 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等の付与

当会社は、法令に定める場合を除き、第一回Ⅱ種優先株式について株式の併合もしくは分割、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

当会社は、第一回Ⅱ種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

6. 普通株式の交付と引換えに第一回Ⅱ種優先株式を取得することを請求する権利

- (1) 取得を請求し得べき期間（以下「転換請求期間」という。）

平成26年5月14日から平成36年5月13日までとする。

- (2) 転換価額等の条件

第一回Ⅱ種優先株主は、1株につき下記(イ)乃至(ハ)

に定める転換価額により、当会社に対して、当会社の普通株式の交付と引換えに第一回Ⅱ種優先株式を取得することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。

- (イ) 当初転換価額
262円

- (ロ) 転換価額の修正

転換価額は、平成26年5月14日から平成35年5月14日まで、毎年5月14日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ45取引日（以下本要項において「取引日」という。）ときは終値のない日を除く。）目にはまる30取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に修正される（修正後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の80%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の100%に相当する金額（以下「上限転換価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

- (ハ) 転換価額の調整

- ① 転換価額は、平成15年6月1日以降、下記②に掲げる各事由により、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）に従って調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分} \times 1 \text{株あたり}}{\text{普通株式数}} \times \text{払込金額}}{\text{1株あたりの時価}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- ② 転換価額調整式により第一回Ⅱ種優先株式の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 下記⑤(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行または当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合（た

だし、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得または行使による場合を除く。）。

調整後の転換価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 株式の分割（無償割当てを含む。）をする場合。

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- (iii) 下記⑤(ii)に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込み（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- ③ 当会社は、上記②に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

- (i) 株式の併合、資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

- (ii) その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

- (iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- ④ 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の

調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。

- ⑤(i) 転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (ii) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (iii) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。

- (二) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

第一回Ⅱ種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第一回Ⅱ種優先株主が転換請求のために提出した第一回Ⅱ種優先株式数} \times 2,000 \text{円}}{\text{転換価額}}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (ホ) 転換請求受付場所
東京都江東区東砂七丁目10番11号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

- (ハ) 転換の効力発生
転換請求書および第一回Ⅱ種優先株式の株券が上記(ホ)に記載する転換請求受付場所に到着した時に、当会社は当該第一回Ⅱ種優先株式を取得し、当該転換請求をした株主は、当会社がその取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式の株主となる。ただし、第一回Ⅱ種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

7. 普通株式への強制転換

当会社は、転換請求期間中に転換請求のなかった第

一回Ⅱ種優先株式を、転換請求期間の末日の翌日（以下「強制転換基準日」という。）以降の取締役会で定める日をもって取得し、これと引換えに、2,000円を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（以下「強制転換価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

この場合、強制転換価額が当初転換価額の80%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限強制転換価額」という。）を下回るときは、2,000円を当該下限強制転換価額で除して得られる数の普通株式を交付する。

ただし、上記6.(2)に定める転換価額が強制転換基準日までに上記6.(2)(イ)により調整された場合には、下限強制転換価額についても同様の調整を行うものとする。

前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

(別紙8)

第二回V種優先株式要項

1. 優先配当金

(1) 第二回V種優先配当金

当社は、定款第36条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、第二回V種優先株式を有する株主（以下「第二回V種優先株主」という。）または第二回V種優先株式の登録株式質権者（以下「第二回V種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第二回V種優先株式1株につき下記(2)に定める額の剰余金（以下「第二回V種優先配当金」という。）を金銭により配当する。ただし、当該事業年度において下記(3)に定める第二回V種優先中間配当金を支払ったときは、当該第二回V種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第二回V種優先配当金の額

第二回V種優先配当金の額は、10,000円に、それぞれの事業年度毎に下記の配当率（以下「第二回V種優先配当率」という。）を乗じて算出した額とする。第二回V種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が1,000円を超える場合は、第二回V種優先配当金の額は1,000円とする。

第二回V種優先配当率は、平成16年4月1日以降、次回配当率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式によりそれぞれ計算される年率とする。

平成17年3月31日に終了する営業年度から平成21年3月31日に終了する営業年度まで

第二回V種優先配当率＝日本円TIBOR（1年物）＋1.75%

平成22年3月31日に終了する営業年度から平成26年3月31日に終了する営業年度まで

第二回V種優先配当率＝日本円TIBOR（1年物）＋2.00%

平成27年3月31日に終了する営業年度から平成31年3月31日に終了する営業年度まで

第二回V種優先配当率＝日本円TIBOR（1年物）＋2.25%

平成32年3月31日に終了する営業年度から平成36

年3月31日に終了する営業年度まで

第二回V種優先配当率＝日本円TIBOR（1年物）＋2.50%

平成37年3月31日に終了する営業年度以降

第二回V種優先配当率＝日本円TIBOR（1年物）＋2.75%

第二回V種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当率修正日」は、平成17年4月1日および、以降毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当率修正日とする。

「日本円TIBOR（1年物）」とは、平成16年4月1日または各配当率修正日およびその直後の10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の2時点（以下それぞれ「優先配当決定基準日」という。）において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。

当該平均値の算出にあたり、優先配当決定基準日に日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レートが公表されない場合、これに代えて、同日（当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを用いるものとする。

(3) 第二回V種優先中間配当金

当社は、定款第36条第2項に定める中間配当を行うときは、第二回V種優先株主または第二回V種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、上記(2)に定める額の2分の1の剰余金（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。以下「第二回V種優先中間配当金」という。）を金銭により配当する。

(4) 非累積条項

ある事業年度において第二回V種優先株主または第二回V種優先登録株式質権者に対して配当する1

株あたり剰余金の額が上記(2)に定める第二回V種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

第二回V種優先株主または第二回V種優先登録株式質権者に対しては、第二回V種優先配当金を超えて配当は行わない。

2. 残余財産の分配

当会社の残余財産を分配するときは、第二回V種優先株主または第二回V種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第二回V種優先株式1株につき金10,000円を支払う。

第二回V種優先株主または第二回V種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

3. 取得条項

(1) 当会社は、当会社が別に定める日（ただし、平成20年3月31日まで（当日を含む。）の日に限る。）に、第二回V種優先株式の全部または一部を取得することができる。

(2) 取得価額は、平成19年9月30日まで（当日を含む。）に取得する場合には第二回V種優先株式1株につき金10,000円とし、平成19年10月1日以降に取得する場合には第二回V種優先株式1株につき金10,200円とする。

(3) 一部取得するときは、各第二回V種優先株主の保有する第二回V種優先株式数に応じて按分して取得する。

4. 議決権

第二回V種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

5. 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等の付与

当会社は、法令に定める場合を除き、第二回V種優先株式について株式の併合もしくは分割、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

当会社は、第二回V種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

6. 普通株式の交付と引換えに第二回V種優先株式を取得することを請求する権利

(1) 取得を請求し得べき期間（以下「転換請求期間」

という。）

平成27年10月29日以降とする。

(2) 転換価額等の条件

第二回V種優先株主は、1株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当会社に対して、当会社の普通株式の交付と引換えに第二回V種優先株式を取得することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。

(イ) 当初転換価額

当初転換価額は、平成27年10月29日に先立つ45取引日（以下本要項において「取引日」というときは終値のない日は除く。）目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。ただし、上記計算の結果、当初転換価額が200円（以下「下限当初転換価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には、下限当初転換価額をもって、また当初転換価額が864.9円（以下「上限当初転換価額」という。ただし、下記(イ)により調整される。）を上回る場合には上限当初転換価額をもって当初転換価額とする。

(ロ) 転換価額の修正

転換価額は、平成28年10月29日以降、毎年10月29日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「修正後転換価額」という。）に修正される。なお、上記の時価算定期間内に、下記(イ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、下記(イ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の30%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。ただし、下記(イ)により調整される。）を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の200%に相当する金額（以下「上限転換価額」という。ただし、下記(イ)により調整される。）を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(ハ) 転換価額の調整

- ① 転換価額は、平成27年10月29日以降、下記②に掲げる各事由により、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）に従って調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} + \frac{\text{既発行普通株式数} \times \text{新発行・処分} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- ② 転換価額調整式により第二回V種優先株式の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 下記⑤(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行または当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合（ただし、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得または行使による場合を除く。）。

調整後の転換価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 株式の分割（無償割当てを含む。）をする場合。

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- (iii) 下記⑤(ii)に定める時価を下回る当初価額をもって当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込み（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- ③ 当社は、上記②に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、

取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

- (i) 株式の併合、資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ④ 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。
- ⑤ (i) 転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (ii) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (iii) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。
- (二) 上記(i)または(ii)により転換価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正前または調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額およびその適用の日その他必要な事項を第二回V種優先株主に通知する。ただし、適用の日の前日まで前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

- (ホ) 取得と引換えに交付すべき普通株式数
第二回V種優先株式の取得と引換えに交付すべ
き当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第二回V種優先株主が} \\ \text{転換請求のために提出した} \\ \text{第二回V種優先株式数} \times 10,000\text{円}}{\text{転換価額}}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に
あたって、1株未満の端数が生じたときはこれを
切り捨て、現金による調整は行わない。

- (ヘ) 転換請求受付場所
東京都江東区東砂七丁目10番11号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
- (ト) 転換の効力発生
転換請求書および第二回V種優先株式の株券が
上記(ヘ)に記載する転換請求受付場所に到着した
時に、当会社は当該第二回V種優先株式を取得
し、当該転換請求をした株主は、当社がその
取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式の
株主となる。ただし、第二回V種優先株式の株
券が発行されないときは、株券の提出を要しな
い。

以 上

株主総会会場ご案内地図

〒108-8640 東京都港区白金台一丁目1番50号

シェラトン都ホテル東京 地下2階 だいが「醍醐」

電話番号 03-3447-3111 (代表)

- 東京メトロ南北線・都営地下鉄三田線
白金台駅 [(N-02) (I-02)] …………… 2番出口より徒歩4分
白金高輪駅 [(N-03) (I-03)] …………… 1番出口より徒歩5分

